

### 第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年6月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年6月13日 午前10時00分 開議
- 3.平成30年6月13日 午後11時40分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

1番	立石昭夫	2番	竹原祐一
3番	岩下礼治	4番	谷崎利浩
5番	園田浩文	6番	菅敏徳
7番	市原正	8番	森元秀一
9番	河崎徳雄	10番	大倉幸也
11番	湯浅正司	12番	田中弘子
13番	五嶋義行	14番	高宮正行
15番	古澤國義	16番	阿南誠藏
17番	古木孝宏	18番	田中則次
19番	井手明廣	20番	藏原博敏

#### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長補佐	佐藤伸敏
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 46 号 阿蘇市行政区設置条例の一部改正について
- ② 議案第 47 号 災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 52 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 57 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 48 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ② 議案第 49 号 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第 50 号 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ④ 議案第 51 号 阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 52 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑥ 議案第 54 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 55 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 56 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑨ 議案第 58 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 45 号 阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について
- ② 議案第 52 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 53 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 請願第 1 号 内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書

10. 追加議事日程

- 日程第 1 発委第 1 号 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議（案）

午前 10 時 00 分 開議

## 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、教育課長が病床休暇のため出席できないことから、佐藤課長補佐に出席いただいております。

本日の本会議終了後は、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、一般質問の取り扱いにつきまして、今期一般質問の通告者は 11 名が予定されております。従いまして、一般質問を 6 月 14 日と 15 日の 2 日間とし、14 日は 6 名の議員、15 日は残り 5 名の議員の一般質問を行うことと決定いたしました。

議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

## 日程第 1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長

- ① 議案第 46 号 阿蘇市行政区設置条例の一部改正について
- ② 議案第 47 号 災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 52 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 57 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第46号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」他3件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。大変お疲れさまでございます。

今期、第3回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案4件であります。6月5日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について、主なものにつき、ご報告いたします。

最初に、議案第46号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」であります。

総務課長から「本案は、マイナンバー制度が始まったことで住民の個人情報に関する意識の高まりや、区長業務においても個人情報を扱うことが多くなっていることから、守秘義務の項目の追加に伴い、本条例の一部を改正するものです。」との補足説明がありました。

委員より「公務員に比べて守秘義務の徹底は難しいところがあると思う。できる限り理解していただけるよう努めていく必要はあるが、行政として条例上の整備も必要だとの考えでの改正だと理解するが。」また、別の委員より「罰則規定はないだろうが、その職を退いた後の周知徹底については。」との質疑があり、総務課長から「区長各位には、「個人情報保護に関する誓約書」を提出いただく予定としており、併せて区長研修会など折に触れて、本条例の周知及び理解をお願いし、啓発に努めてまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について」であります。

税務課長から「本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。」との補足説明がありました。

委員より「控除対象配偶者とあったものから、同一生計配偶者となったが、この違いは。」との質疑があり、税務課長補佐から「所得税法及び地方税法の変更により、配偶者控除を受ける対象が1,000万円以下の所得の者との要件が加わったことにより、本案の条文の指す同意議のものが、同一生計配偶者となったものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より「庁舎建設に係る合併特例債の充当率は。」との質疑があり、波野支所長から「合併特例債は対象事業費の95%を借り入れ、後年度に元利償還金の7割の額が交付税に算入されます。」との答弁がありました。その補足として総務部長から「今回の場合、委託料1,917万6,000円と工事請負費1億6,560万1,000円を合わせた額、1億8,477万7,000

円の95%を合併特例債として予算計上しています。」との説明がありました。

また、別の委員より「工事はいつから始まり、新しい庁舎はいつから使用できるのか。」との質疑があり波野支所長から「議決後すぐに入札準備に取り掛かるところではありますが、工期は10箇月ほど要します。引っ越し作業なども含め、来年の8月くらいには新しい支所での業務のスタートを目指しています。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より「不動産の売り払いをした小倉の市有林の面積は。また、売り払い先とその後の利用は。」との質疑があり、管財契約係長から「面積は、6万6,432㎡になります。売り払い先は、公益財団法人肥後の水と緑の愛護基金であります。県民の水保全についての関心や実施工動を呼び起こすことを目的とし、植樹を行うなど水源涵養活動を行っている団体です。」との答弁があり、その補足として、財政課長補佐から「熊本県、熊本市、民間企業等が構成メンバーであり、未来の熊本の水をつくっていくため、土地を購入し植樹を行い水源涵養林として使用しています。阿蘇市もこの基金の評議員を務めており、今回の土地も以前に造成した涵養林の拡張分となります。」との説明がありました。

委員より「山田地区を中心に、このような水源涵養を含めた事業が行われているということで、私たちも関心を持っている。特に防災も含めて良い取り組みだと思う。今後いろいろな取り組みがあるときは、執行部としても極力協力をしながら、災害に強い地域づくりを進めるべきでは。」との意見がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より「広報誌作成用ソフトウェア使用料の具体的な内容は。また、情報発信についての体制強化の取り組みは。」との質疑があり、秘書広報係長から「現在、広報誌作成を1台のパソコンで行っておりますが、その導入しているソフトウェアが古く、新しいパソコンなどへの対応が十分でないこともあり、2台体制で作業を行うための内容となっております。」との答弁があり、また総務課長から「情報発信の体制強化につきましては、4月の人事異動により広報誌作成業務は、職員を増員し2名の体制が整いました。また、行政改革の大綱の第2次を定め、プロジェクト班、及び作業部会を設置し、その中で組織機構のあり方も含め、情報発信の体制についても検討を進めていかなければならないと考えています。また情報発信の方法についても、各課の情報化推進員の研修を行いながら連携を図り、進めているところです。」との答弁がありました。

また、委員より「保育士の採用について、6名採用の予定が4名しか採用ができなかった理由は。また、その原因は何か。」との質疑があり、総務課長から「保育士につきましては、4名の正規職員が決定した後に残り2名を任期付きの職員として追加募集を行いました。応募がなく新たな採用には至りませんでした。原因としましては、募集の時期も要因のひとつと思われます。民間の保育園等は早め早めに内定を出す状況があるため、今年度の資格職試験につきましては、例年9月に行うところを前倒ししまして、7月22日に独自の職員採用試験として取り組む予定です。」との答弁がありました。委員より「今、待機児童などが社会問題化しており、保育園は子育てに非常に大切な部分ですので、何らかの形で不足分を

補充していく工夫を。」との意見がありました。

また、別の委員より「人件費の明細の中で農業用施設災害復旧費が6名、河川等災害復旧費が5名、それぞれ通常業務への一部シフトにより減となっているが、どのシフトに入ったのか。また、災害復旧について大体落ち着いたというふうに見てよいか。」との質疑があり、人事係長から「ここ2年の間、様々な災害関係の補助金等があり、その費目に人員を配置していました。しかし、3年目以降になると、災害に係る国からの補助金等も少なくなるため、人員を災害の費目から通常の支出の費目に移したところですよ。農政課、建設課ともに、災害復旧業務も当然行いながら、通常業務も行っています。」との答弁があり、また総務課長から「災害復旧が一段落を見た状況かといいますと、まだそこまでは至っていないというのが現状であります。特に農政課の人員配置につきましては、係長が説明したように、実人員が変わっているものではありません。財源措置の部分で配分したものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第57号「平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」審査を行いました。

財政課長から、補足説明があり、本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第46号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正

について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 48 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ② 議案第 49 号 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第 50 号 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ④ 議案第 51 号 阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 52 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑥ 議案第 54 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 55 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 56 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑨ 議案第 58 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 48 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ほか 8 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 文教厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

今期、第3回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案9件であります。6月6日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして、ご報告いたします。

最初に、議案第48号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

委員より「現在、支援員は何人で、定員は何人なのか。」との質疑に対し、福祉課長から「波野小学校を除く4施設で実施しており、一の宮小学校は2クラスありますので、全部で5クラスとなります。登録者数は279名で、支援員と補助員含め、18名おります。」との答弁がありました。

委員より「阿蘇市では支援員18名で十分足りているのか。」との質疑に対し、福祉課長から「1クラス40人に対して2人は必要であることから、阿蘇市では、5クラブありますので基本10名となりますが、休みなどを考慮し、3名体制とすれば、15名程度は必要なので、十分足りていると考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

委員より「改正の中で、例えば、障害者福祉制度を利用している方が65歳になった場合、介護保険制度のほうが優先して介護保険を受ける形になるのか。また、介護保険と障害者福祉での差額はどうなるのか。」との質疑に対し、係長から「今後は、この共生型サービスの改正に伴い、障害者施設に通所していた方が65歳になってもそのまま通いなれた障害者施設でデイサービス、あるいはショートステイ、短期入所など、さらには訪問介護といった介護保険サービスをそのまま施設で受けていただくことができるようになります。介護報酬優先となりますので、その部分は障害者サービスから介護サービス給付費に切り替わるものです。また、介護給付費が優先となり、そこで不足する、障害者自立支援のサービスについては、障害者の給付となり、まずは介護保険の給付を優先しており、その後、差額分については障害者サービスのほうからの給付となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て採決の中で、委員より原案に対して「異議がある。」との発言があったため、挙手による採決を行った結果、賛成多数により、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

委員より「介護医療院という施設は、阿蘇市内では何件あるのか。」との質疑に対し、係長から「現在、阿蘇市には、介護医療院という施設はありません。ただし、この条例にあるように、介護療養型医療施設というのが阿蘇市には3カ所あります。今後、平成36年3月31日までに、この介護療養型医療施設については、介護医療院に転換するようになってお

ります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 51 号「阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 52 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「乙姫小学校体育館の工事はいつぐらいを予定しているのか。」との質疑に対し、教育課長補佐から「予算が成立しましたら、早急に入札手続き等に入り、年度内完了と考えております。」との答弁がありました。

また別の委員より「体育施設費の中で、アゼリア 21 の看板撤去とあるが説明を。」との質疑に対し、課長補佐から「アゼリア 21 の看板が、国道 57 号線沿いの「竹田市道の駅」の近くにあり、この看板は平成 6 年のオープン時に設置されたもので、支柱の腐食が著しいため、今回撤去を予定しております。」との答弁がありました。

また別の委員より「一の宮小学校の降灰除去の委託料、60 万円とあるが、降灰時から結構時間がたつが、まだ必要なのか。」との質疑に対し、課長補佐から「降灰の除去については、南側の窓や壁の部分などを、保護者、教育委員会で何回も行いましたが、なかなか落ちないところがあるため、今回専門業者をお願いをするもので、高所作業車等も入れて、清掃作業を行うように考えております。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より「共同墓地災害復旧支援事業については、今年度だけなのか。」との質疑に対し、係長から「10 年間で予定しており、29 年の 12 月に事業化したので、平成 38 年度までは申請期間として受け付ける予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員から「塵芥車の件で修繕と思っていたが、全損であり買い替えるということであるが、リース期間は終わっているのか、新たなリース料が発生するという事なのか。」との質疑に対し、市民課長から「事故車のリース期間は既に終了しています。塵芥車は特殊な車両であり金額も高いことから、今回の買い換えも 7 年間のリース後は、譲渡してもらい、引き続き使用するというやり方を予定しております。今回の事故は広い国道での衝突であり、ダメージが大きく、専門業者に見てもらい破損が著しいため、今回新しくリース料を計上したところです。特殊車両であるため、発注から納車までに数箇月を要するために、車両代とは別に納車までの間、8 箇月間の代車費用分 172 万 8,000 円を賠償してもらっております。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

委員より「保健対策推進費の自殺予防の件で、この策定委員は何名で、どのような方を考えているのか。」との質疑に対し、ほけん課長から「策定委員については、およそ 20 名以下

で、区長、民生委員、医療、教育などの関係者、その他様々な関係機関から選定させていただこうと思っております。基本的には、今年、福祉課で地域福祉計画を策定することになっておりますので、その委員の方々の兼務を中心にお願いしようと考えています。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より「生活保護総務費で、生活保護のシステム改修委託料とあるが、生活保護はどういう形で変更となるのか。」との質疑に対し、係長から「5年に一度の大幅改正が10月1日から行われ、生活保護の基準額が変更となる予定であり、今の基準から5%以内に下げ幅を抑えようということで、非常に難しい計算式が示されております。阿蘇市管内では、試算をしておりますが、2%から3%程度下がりそうであります。そのほか、大学へ進学される子どもさんは、生活保護を受けられなくなりますが、一時金として10万円、もしくは30万円が支給されることも今回改正で盛り込まれております。」との答弁がありました。

また別の委員から「保健福祉センターの浴室天井修繕が計上されているが、夢の湯では事故が起きている。施設は他にも多くあるが、点検を行い、早めの対応を。事故が起きれば人命に関わることとなるため、十分な対応をするように。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第54号「平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第55号「平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号「平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第58号「平成30年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「へき地医療拠点病院整備事業補助金は、毎年あるのか。」また「今回購入の機器類の内訳の説明を。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「補助金については、必要に応じて機器類の申請を行い認められれば付くことになり、今回は、歯科口腔外科の開設にあたり、医療機器等の設備をそろえるものです。内容は、180度撮影できるレントゲン装置が主なもので、そのほかに診察用椅子を2台予定しております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 52 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番、竹原祐一です。

議案第 49 号について、若干討論させていただきたいと思います。この議案第 49 号の中の第 66 条の第 7 項、この中で指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るためと、そういう十分があります。このことは、認知症老人であれ、これは人権というものがある観点から考えれば、この身体的拘束に対しては、私は反対です。

また、第 60 条 20 の 2 項において、65 歳になった障害者は、障害者総合支援第 7 条の他方の優先原則を理由に障害者福祉制度から介護保険制度への移行が求められるが、障害者支援制度と介護保険制度とは、理念、そしてサービス体系、認定基準、サービスの支給決定基準などが様々な点で異なっています。こうした制度上の違いから、障害者は介護保険へ移行に伴い、一つは利用料金、負担の発生、そして二つ目に支給される支援量の低下、三つ目に支援の質の低下などが考えられ、そして懸念されますので、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 52 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 48 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。先ほど反対討論がありましたので、この議案第 49 号は起立による採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号「阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩を取りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。なお、時間の都合上、11 時から会議を再開いたします。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） 休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 45 号 阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について
- ② 議案第 52 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 53 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 請願第 1 号 内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書

○議長（藏原博敏君） 経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 45 号「阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について」ほか 3 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 3 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 3 件、請願 1 件であります。6 月 7 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきましてご報告いたします。

最初に、議案第 45 号「阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について」であります。

委員より「第 11 条にある勧告についての説明を。」との質疑があり、農政課長から「第

11 条第 1 項に、事業者が住民説明会等を開催しないとき、また市に対して事前協議に応じない場合に勧告ができ、第 9 条第 1 項に規定する地域住民との協定の締結に応じない場合についても同様に勧告できるものとしています。また、同条第 2 項には、勧告に従わない場合は、その内容を公表できるものとしています。」との答弁がありました。

また、委員より「第 4 条にある家畜ふん尿の年間発生量が 1,000 t 以上である事業者に適応されるとあるがこの根拠は。また、別の箇所に畜舎を建設した場合の対応は。」との質疑があり、農政課長から「年間発生量については、他の自治体の条例を参考に作成したところもあり、1,000 t の根拠といたしましては、廃棄物処理法に規定する「多量排出事業者」に相当するもので、畜産経営での目安とされている乳牛で 50 頭、肉牛で 100 頭、養豚で 500 頭等ということで、これには年間 1 頭当たりの家畜から排出されるふん尿に基づいて算定されたものになっています。また、他の場所に畜舎を計画する場合は、新たに計画する施設と既存施設を合算したふん尿の年間発生量が 1,000 t 以上となれば、第 8 条の事前協議から入っていただくこととなります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「本条例の策定に当たっては関係機関との協議を行い作成されたものか。」との質疑があり、課長より「今回、畜産関係団体の畜協、JA、酪農関係者等へ説明は行っています。今月中には役員会や総会等を通じて詳細な説明を行います。また、本条例は施行期日を来年 1 月 1 日としており、それまでを周知期間として関係者の方々への説明を広く行って参ります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇市全体において、農村地域エリア等の指定が必要ではないか。」、また、「条文に、小規模な畜産農家については、周辺住民、地元区長等の同意を極力得る等の規定を定めた方がよいのでは。」等の意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 52 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「仮設住宅外壁塗装工事について、住宅設置後の 2、3 年で外壁塗装を行うには早すぎるように思われるが。」と質疑があり、住環境課長から「当時、阿蘇市に仮設住宅を設置した際は、塗装を施さずに整備されたもので、昨年時点で既に傷んだ箇所が見受けられたので、県に改修を要望したところ、結果的に復興基金で対応するようになったものです。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇市『草・観・然』活性化事業補助金 3,084 万円の内訳は。」との質疑があり、観光課長から「内訳につきましては、『観』に対する支援として、旅館組合に 1,250 万円、乙姫ペンション村に 30 万円。『草』に対しては、阿蘇グリーンストックに 490 万円。残り約 1,300 万円が『然』関係の事業になります。」との答弁がありました。また、委員より、「『然』に関する事業内容の詳細を。」との質疑があり、観光企画係長から、「本年は、『然』認定者の方々とは協議会等のようなものを設置する予定にしています。今後、事業を進めるに当たっての要望や意見等をお聞きし、本協議会とともに事業を進めます。また、ふるさと納

税事業と連携したネット販売に向けた研修や、阿蘇テレワークセンターが運営するサイト、熊本阿蘇の逸品ネットショップ「ASOMO」において、『然』商品コーナーをより充実させる事業等を展開して参ります。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「フィールドミュージアム構想実践事業について、将来どのように進めていくのか。」との質疑があり、まちづくり課長から「類を見ない希少植物が群生しています宮坂湿地を皮切りに、牧野組合の方々のご協力をお願いし、実証的に観光資源として活用できないかを検証するものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「協力をお願いした牧野組合の方々の意見等は。」との質疑があり、課長から「地域の役員の方々は、何か活用できるのであればということで、非常に協力的であります。以前、全体会議の中で説明を行った際に、口蹄疫対策についての意見がありましたので、県家畜保健所等と協議を行い、草原に入るときに必ず消毒などの防疫措置をとっていただければ問題ないという見解をいただいています。しかし、外国の方々に関しては、非常に注意が必要ということで、今後、事業を進めるに当たっては県との協議もしっかりと行い、安全対策を図ってまいりますと伝えております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「現地を紹介することで、草原が荒らされるようなことになるのでは。」との質疑があり、課長から「本事業は環境省の満喫プロジェクトの事業として認定されたものです。よって、環境省、熊本県にも協力をいただき、盗掘等によって現地が荒らされるようなことが起こらないよう努めます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「夢の湯の回数券還付金 240 万 8 千円の内容説明を。」との質疑があり、地域振興係長から「この試算の方法は、平成 27 年 4 月まで遡り、まず、ひと月に回数券を購入した金額に対し、当時の回数券の金額が 2,000 円ですので、2,000 円で割り、その月に何枚出していたかという試算を行い、そして、回数券を使って入浴された方を差し引くと残数が出ますので、これを月毎に計算し、3 年分を積算した結果、9,030 枚の回数券が残っているものとして計上したものです。払い戻し方法につきましては、請求用紙を準備しましたので、それに、所有する回数券を添付して提出していただきます。料金改定前と改定後の取り扱いについては、券を確認すると購入した日付、時間、金額が明記されていますので、そこで判断したいと考えております。」との答弁がありました。また、委員より「還付申請書の提出先は。」との質疑があり、係長から「まちづくり課と内牧、波野両支所で受け付けをしたいと考えています。」との答弁があり、課長から補足で「交通手段がない方もおられますので、現地、夢の湯にも対応窓口を設置したいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「ふるさと納税について委託先の説明を。」との質疑があり、課長から、「阿蘇市のふるさと納税は、インターネットサイトにつきましては、『ふるさとチョイス』、ANAがつくっております『ANAのふるさと納税』という 2 つのサイトがあり、それぞれ契約して運営しています。ふるさとチョイスについては、委託先は JTB となりますが、返礼品を発送する部分を阿蘇テレワークセンターが担いますので、直接、JTB が支払



てるとというのが本計画になります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号「内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書」であります。

議会事務局長、建設課長から補足説明があり、委員より「本請願書の趣旨を見ると、防災面と管理面に関する内容であり、総務常任委員会と経済建設常任委員会の双方に付託すべきであったのではと思われる。また、実際に藻の除去についても、その経費については、防災か管理かのどちらで対応するのか等の問題もある。」との意見があり、また、別の委員より「防災に関する計画なしに藻の除去を行うことで、市内の様々な池等の管理を行わなければならないような状況になるのでは。よって、まず、防火水利の計画等を総務課で検討し、その後建設課で考えるというのがよいのではと思われるが。」との意見がありました。

また、別の委員より「請願者に内容をお聞きしたら、公共的な防火水槽として確立したいという思いが趣旨にあるとの確認をしています。」との意見があり、別の委員から「請願者の意向が、そういうことであるのであれば、今回の付託については再度検討した方がよいのでは。」との意見がありました。

また、事務局長から「1つの議案を2つの委員会に付託することはできません。もし、行うのであれば合同委員会という形で審査を行うものになります。」との説明がありました。

また、別の委員より「防災関連の話は、経済建設常任委員会では審議は難しいので、藻の除去について、一旦、結論は出しておいて、付帯決議で防火体制の見直しを検討することを条件に採択する等できないか。」等の意見がありました。

以上のような審査を経て討論が行われ、委員より「本件は継続審査とすることでいかがか。」との意見があり、挙手による採決を行った結果、全会一致で継続審査にすべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原です。

最初の議案第45号についてであります。この審議の中でパブリックコメントが行われたかどうかの審査が行われたのか、委員長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市原議員に申し上げます。経過につきましては、審査の経過と結果について委員長報告がっておりますので、どうでしょうか、委員長、わかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） パブリックコメントの審査については、行っておりません。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 質問というより、請願についてよろございますか。意見を申し上げます。

○議長（藏原博敏君） どうぞ。

○18 番（田中則次君） 請願の委員長報告をちょっと拝見させていただいておりますが、非常に議会運営委員会で決まったこと、これは本議会の中で谷崎議員から意見が出ました。総務常任委員会ではどうかということでありましたが、議長のほうから議会運営委員会の方向としてはそういうことも考えながら、藻の除去ということで経済常任委員会に委託したという意見でございました。そういう中で、非常にいろんな意見は尊重します。しかし、一定の方向性を見出すためには、そういう意見も踏まえて、ここの文言にもありますように、付帯決議でも付けて、一回経済建設委員会では可決をしてほしかったなという気持ちであります。ただ、議運の中と委員会の立場というのが非常にここで交錯しますのであれですけど、やっぱり議会運営委員会の決定事項を尊重しながら、委員会の中では決定をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 52 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。

議案第 45 号、阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定については、本市が県下有数の畜産基地としての位置づけがなされる中、この条例は慎重に制定をする必要があると考えます。先ほど委員長に質問をいたしました。パブリックコメントが行われたのか。その審議も審査は行っていないということではありますが、いろいろ調査をする中で、そういったことが行われたのか、そういったパブリックコメント、そういったものが行われた形跡が見られません。そして、関係団体との協議もきちっと行われたのか。そういった形跡も見られません。そういった中で、この条例の制定を認めるわけにはいきませんので、反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） 他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 52 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 45 号「阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。先ほど反対討論がありましたので、この議案第 45 号は、起立により採決をいたします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号「内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書」採決を行います。この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は継続審査であります。まず、採択に賛成の採決を行いますので、間違いのないようにお願いいたします。

確認ですが、請願第 1 号を採択することに賛成の方の起立となりますので、最初の採決は、請願者案に対する賛成か、反対かの採決になります。請願者というのは、地区住民の方から出ている請願者です。間違いないように、判定をお願いいたします。

田中則次君。

○18 番（田中則次君） それと、委員長の報告との整合性を、ちょっと局長のほうから詳しく説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） それでは、事務局から説明させます。よく聞いてください。

○議会事務局長（石寄寛二君） それでは、請願の採決の方法をご説明します。

まずはじめに、経済建設常任委員会の結果、継続審査と報告がありました。この経済建設委員会に対する採決ではありませんので、議長がこの請願第 1 号を採択することに賛成の方は起立を願いますと最初に聞きますので、この請願を採択したほうがいいと思われる方は、この時に立っていただくこととなります。ここで、多数の方が起立であれば、この請願は採択ということとなります。ここで、起立少数であれば、次に経済建設委員会の委員長が報告した継続審査でいいですかと次、議長が聞きますので、継続審査がいいと思われる方は、このときに立っていただくこととなります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） ちょっと質問。今言われますように、最初、採択することに賛成の方はということでございますが、そのとき、起立した人は、委員長報告の継続審査には反対という意見ですか。そういうふうになるんですね。その辺の確認を。

○議長（藏原博敏君） 基本的には微妙な点がありますがけれども、委員長報告には賛同できないという形になります。請願者の請願に賛成をされた方は、委員長報告は継続ですから。1人で2回は立てませんので、よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 10番、大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 10番、大倉です。

今、委員長報告の中で、私も経済建設委員でその場におりましたけれども、請願者の方と紹介議員の方にその場でいろいろ断って説明して、電話されて、副委員長が電話されて、この次の議会ですらまた出し直すということで了解を得ているんですけども、その点はどうなりますか。その点は。

○議長（藏原博敏君） 先ほど委員長報告の中で、経過については説明がっております。ここは審議の場ではありませんので、その委員長報告を基に採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 本議会での採決はその形でやるということですけども、委員会では賛成・反対の採決はせずに、全員で継続ということで全会一致しているんですけども、賛成・反対の採決はしなかったんですが、それはどうなりますか。

○議長（藏原博敏君） 議案の最高決定機関は本会議になります。委員会が反対と言おうと、賛成と言おうと、それは本会議の全員の採決で決定していきますので、そこはご理解いただきたいと思います。

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ないようですので、お諮りいたします。この請願第1号、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。よって、請願第1号は、請願のとおり採択することに決定しました。

以上で、議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 補正予算の内容で、反対の立場で討論いたします。去年から問題になっておりますクラスター事業の件がどこにも出ていません。大体だったら事故繰越に出るか、減額補正で出るかしらないといけません。私は、そのように考えます。その中で、重大な方向転換がっておりますので、議会にかけるべきではないかと思っております。

そして、減額補正で出すとしたら、6月の今回の補正予算が期限だろうと思いますので、今回補正予算に出てないということで、補正予算に反対いたします。

○議長（藏原博敏君） 他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 52 号、平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について、採決をいたします。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。

反対討論がありましたので、この議案第 52 号は、起立により採決をいたします。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は、可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第 52 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

この後、追加議案がございます。資料を配布しますので自席でお待ちください。

〔資料配布〕

○議長（藏原博敏君） それでは、会議を再開します。

お諮りいたします。ただ今、文教厚生常任委員長より発委第 1 号が提出されました。この際、これを日程に追加して議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、発委第 1 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただ今日程に追加し、議題とすることに決定いたしました案件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、追加で付議されました事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

#### 追加日程第 1 発委第 1 号 「阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議（案）」

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 1、発委第 1 号「阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議（案）」を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 発議につきましては、経済、文教、総務といろいろな意見も出ましたけれども、所管課が教育委員会でございますので、文教のほうで発議をすることにいたしましたので、どうぞひとつ、ご理解のほどをお願い申し上げます。

では、提出者の説明を行います。

それでは、発委第1号、提出理由の説明を行います。

提出理由といたしましては、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取り組みが行われる中、阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承するために阿蘇市などが行う公共事業などに関し、景観に配慮した取り組みを行うことについて、阿蘇市議会としましても支持し、支援を行っていくために提出するものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨に賛同いただきますようよろしくお願いいたします。提出者の説明といたします。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

1点だけお伺いをしたいんですけれども、これは工事に係る景観の配慮ということになっているんですけれども、実際、今、建設予定地である立野溪谷の立野ダムですね。この問題についても、実際あの立野ダムが今、阿蘇の柱状節理を壊し、削り取り、できているという状況の中で、それは景観に対し配慮をしているのかと。その辺をちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君、わかる範囲でご答弁をお願いします。

○15番（古澤國義君） この立野ダムの擁壁等の遺産につきましては、新聞報道で流れて皆さんご承知のとおりだと思います。これ以上に被害がないように、害がないようにするのが、今からのこの世界遺産に対する考え方でありますので、どうぞ一つ、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第1号について、採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午前11時40分 散会